

事務連絡
平成28年9月27日

都道府県
各 指定都市 社会福祉法人担当課（室） 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

社会福祉法人制度改革に伴う政令及び省令の改正に係るパブリックコメントの開始並びに所轄庁における法人に対する事前準備の周知依頼等について

本日より、社会福祉法人制度改革に伴う政令及び省令の改正に係るパブリックコメントを開始しました。

今後、10月下旬から11月上旬に、改正政令及び省令が公布される予定です。また、改正政令及び省令の公布に併せて、社会福祉法人定款準則の見直し等の関係通知の改正（発出）も行うこととしております。

そのため、所轄庁における定款変更の申請受付及び認可については、11月以降（予定）になりますが、貴管内の法人に対しては、

- ・ 定款変更案の検討
- ・ 評議員候補者の検討
- ・ 評議員選任・解任委員候補者の検討

等の定款変更等の事前準備作業を進めていただくよう、改めて、周知等をお願いいたします。また、申請受付前であっても、法人から定款変更や評議員の確保についての相談があった場合には、可能な限りご対応いただきますようお願いいたします。

なお、平成28年7月8日の社会福祉法人制度改革に向けた全国担当者説明会において、「地域における評議員の確保を支援する仕組み」についてお示しさせていただきましたが、改めて都道府県・指定都市社会福祉協議会及び市区町村社会福祉協議会と連携し、評議員の確保に関して必要な支援の取組を進めていただきますようお願いいたします。

また、都道府県におかれましては、貴管内の市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対して周知いただきますようお願いいたします。

e-Gov パブリックコメント

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>

【案件番号：495160187】「社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案」に対する意見の募集について

【案件番号：495160188】「社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令案」に対する意見の募集について